

財務省告示第七百四号
 国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵
 省令第三十号）第六條第一項の規定に基づき、平
 成十五年十二月二十五日に発行する利付国債の発
 行条件等を次のとおり告示する。

財務大臣 谷垣 禎一

一	名称及び記 号	利付国庫債券（五年）（第三十三 回）
二	発行の根拠 の法律及びそ の条項	平成十五年度における公債の発 行の特例に関する法律（平成十 五年法律第十八号）第二條第一 項及び国債整理基金特別會計法 （明治三十九年法律第六号）第 五条第一項
三	振替法の適 用等	社債等の振替に関する法律（平 成十三年法律第七十五号）以下 「振替法」という。の規定の適 用を受けるものとし、その振替 機関は日本銀行とする。
四	発行方法	日本郵政公社による国債の募集 の取扱い及び取得による発行 の取扱い
五	発行額	額面金額で四百億円
六	払込金額	うち、平成十五年度における公 債の発行の特例に関する法律第 二條第一項の規定に基づき発行 する利付国債については、額面 金額で二百四十五億三千四百八 十五万円、国債整理基金特別會 計法第五條第一項の規定に基づ き発行する利付国債について は、額面金額で百五十四億六千 五百十五万円
七	最低額面金額	四百億三千六百万円

八 振 額
替 単
位

九 募 発
十 集 の 行
一 利 集 の 行
二 過 利 集 の 行
の 経 過 利 集 の 行
払 過 利 集 の 行
込 過 利 集 の 行
み 過 利 集 の 行

振替法の規定による振替口座簿の記載又は記録は、最低額面金額の整数倍の金額によるものとす。平成十五年十二月二十五日額面金額百円につき百円九銭・六パーセント

$$\frac{\text{額面金額の総額} \times 0.6 \times 5}{100 \times 365}$$

(二) 発行時において、その利子に係る所得税が源泉徴収されるものとして振替口座簿中の口座に記載又は記録されるものについては、前記(一)の算式により算出した金額から当該金額に百分の二十を乗じた金額(ただし、当該国債を発行時において取得する者が非居住者又は外国法人である場合には、前記(一)の算式により算出した金額に適用を受ける所得税の税率を乗じた金額)を控除すること

十三 初期利子

平成十六年六月二十日を支払期とし、次の算式により算出した金額を支払う。ただし、支払期が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に支払う(以下、

次号及び第十五号において規定する期日について同じ。

零四拾零 × 0.9 × 1.2

十四	第二 期の 利息 以後	償還 期限	償還 金額	元利 支額	払込 場所 間	募集 期間	払込 期日
十 五	毎 年 六 月 十 日 及 び 十 二 月 十 日	日 を 支 払 期 とし、 各 支 払 期 にお いて、 その 日 以前 六 月 間 に 属 す る 利 子 を 支 払 う。	平 成 二 十 年 十 二 月 十 日	額 面 金 額 百 円 に つ き 百 円	日 本 銀 行	平 成 十 五 年 十 二 月 十 八 日 ま で	平 成 十 五 年 十 二 月 十 五 日